

安全保障理事会決議 2400 (2018)

2018年2月8日、安全保障理事会第8177回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンに関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ諸決議 1591(2005)、1651(2005)、1665 (2006)、1672 (2006)、1713 (2006)、1779 (2007)、1841 (2008) 並びに 1891 (2009)、1945 (2010)、1982 (2011)、2035 (2012)、2091 (2013)、2138 (2014)、2200 (2015)、2265 (2016) および 2340 (2017) を想起し、

スーダンにおける事態は、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章の第7章に基づいて行動して、

1. 決議 1556(2004)の第7項と8項により課され、決議 1591(2005)の第7項と決議 2035(2012)の第4項により修正された措置、および決議 1591 (2005) の第3項の(c)、(d)および(e)により課され、決議 2035(2012)の第3項により修正された、一覧表掲載基準と措置を想起し、そして決議 1591(2005)の第3項の(f)、(g)、決議 1556 (2004) の第9項および決議 2035 (2012) の第4項の規定を再確認する。

2. 決議 1591 (2005) に従ってもともと任命されそして諸決議 1779 (2007)、1841 (2008)、1945 (2010)、2035 (2012)、2138 (2014)、2200 (2015)、2265 (2016) および 2340 (2017) により以前に延長された専門家パネルの職務権限を2019年3月12日まで延長することを決定し、諸決議 1591 (2005)、1779 (2007)、1841 (2008)、1945 (2010)、2035 (2012)、2138 (2014)、2200 (2015)、2265 (2016) および 2340 (2017) において確立された専門家パネルの職務権限を再確認し、そして専門家パネルに対し、スーダンに関して決議 1591 (2005) に従って設立された安全保障理事会委員会 (以下、「同委員会」) に遅くとも2018年8月12日までにその活動に関する中間報告書を提供すること、そして安保理に、同委員会と議論した後で、その所見と勧告と共に2019年1月12日までに最終報告書を

提供することを要請し、また専門家パネルに対し、同パネルの渡航を含む、その活動および決議 1945 (2010) の第 10 項の実施と有効性について同委員会に三か月毎に最新情報を提供することを更に要請し、そして職務権限を再検討しまた遅くとも 2019 年 2 月 12 日までに職務権限の更なる延長に関して適切な行動を取る安保理の意図を表明する。

3. 第 1 項において想起されたように、現場で徐々に発展している状況に照らして、従前の委員会委員長の報告と勧告に留意しつつ、そして 2018 年 8 月 12 日までが期限である専門家パネルによる来るべき中間報告書並びに 2019 年 1 月 12 日までが期限である専門家パネルによる最終報告書に照らして、また関連する安全保障理事会諸決議を考慮しつつ、ダルフールに関する措置を定期的に再検討する安保理の意図を表明する。

4. この問題に引き続き取り組むことを決定する。